

飼料をめぐる情勢 (データ版)

畜産局飼料課
消費・安全局畜水産安全管理課

令和 7 年 11 月
農林水産省

目次

1	飼料の需給及び自給率について	1
2	我が国の飼料生産の状況	
	(1) 飼料作物生産の状況	2
	(2) 粗飼料給与率、自給飼料割合及び生産コスト	6
	(3) 配・混合飼料の生産動向	7
	(4) 配合飼料価格の動向	8
	(5) エコフィードの動向	9
3	飼料穀物等の状況	
	(1) 飼料穀物の輸入状況	10
	(2) 世界のとうもろこしの需給状況	11
	(3) 米国のとうもろこしの需給状況	12
	(4) ブラジルのとうもろこしの需給状況	13
	(5) とうもろこし価格等の動向	14
	(6) 配合飼料価格安定制度の概要	17
	(7) 粗飼料の輸入状況と価格の推移	18
4	飼料の安全確保	
	(1) 飼料安全法の概要	19
	(2) (独) 農林水産消費安全技術センターの飼料関係業務の概要	19
	(3) 各種有害物質への対応	20
	(4) 飼料添加物における薬剤耐性菌対策	20
	(5) 組換えDNA技術応用飼料への対応	20
	(6) BSE関連の飼料規制	21



1 飼料の需給及び自給率について

(1) 飼料の需要量は、近年は2,400万TDNトン程度で推移。

(2) 飼料の自給率をみると、令和6年度（概算）は粗飼料自給率、濃厚飼料自給率は前年同であったものの、飼料自給率全体としては、四捨五入の関係で前年度から1ポイント低い26%となった。

粗飼料自給率は、国内供給量が前年度からほぼ横ばいに推移したため、前年同の80%となった。

濃厚飼料自給率は、飼料用米の作付面積及び収穫量が減少し、それに置き換わる形でとうもろこしの輸入量が増加したが、前年同の13%となった。

○ 飼料需給・自給率の推移（可消化養分総量(TDN)ベース）

(単位：千TDNトン、%)

区 分		平成 2年度	12	17	22	27	30	令和元	2	3	4	5	6 (概算)
需 要 量		A	28,517	25,481	25,164	25,204	23,569	24,498	24,772	24,937	25,071	25,248	23,661
供 給 区 分	粗 飼 料	B	6,242	5,756	5,485	5,369	5,073	5,021	5,041	4,971	4,997	4,996	4,767
	うち国内供給	C	5,310	4,491	4,197	4,164	4,005	3,835	3,873	3,793	3,798	3,901	3,812
	濃 厚 飼 料	D	22,275	19,725	19,678	19,835	18,496	19,477	19,731	19,967	20,074	20,252	18,894
	うち国内供給	E	2,187	2,179	2,214	2,122	2,536	2,362	2,375	2,337	2,633	2,637	2,466
	純国内産飼料自給率	(C+E)/A	26%	26%	25%	25%	28%	25%	25%	25%	26%	26%	27%
諸 率	純国内産粗飼料自給率	C/B	85%	78%	77%	78%	79%	76%	77%	76%	76%	78%	80%
	純国内産濃厚飼料自給率	E/D	10%	11%	11%	11%	14%	12%	12%	12%	13%	13%	13%

資料：農林水産省畜産局飼料課調べ。
注1：濃厚飼料の「うち国内供給」とは、国内産に由来する濃厚飼料（国内産飼料用小麦・大麦等）であり、輸入食料原料から発生した副産物（輸入大豆から搾油した後発生する大豆油かす等）を除いたものである。
注2：「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）」において、令和12年度に純国内産飼料自給率を28%とする目標を設定。

(参考) ○ 家畜飼養頭羽数の動向

(単位：千頭(羽)、%)

	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
昭和40年	1,289	4.1	1,886	▲14.6	3,976	14.9	114,222	7.0	18,279	38.8
50年	1,787	2.0	1,857	▲2.2	7,684	▲4.2	145,743	▲6.3	87,659	▲1.5
60年	2,111	0.0	2,587	0.6	10,718	2.8	166,710	0.3	150,215	5.0
平成 7年	1,951	▲3.3	2,965	▲0.2	10,250	▲3.5	184,364	▲1.2	119,682	▲6.0
12年	1,764	▲2.9	2,823	▲0.7	9,806	▲0.7	178,466	▲0.7	108,410	1.0
17年	1,655	▲2.1	2,747	▲1.5	-	-	-	-	102,277	▲2.5
22年	1,484	▲1.1	2,892	▲1.1	-	-	-	-	-	-
27年	1,371	▲1.7	2,489	▲3.0	-	-	-	-	-	-
28年	1,345	▲1.9	2,479	▲0.4	9,313	-	173,349	-	134,395	-
29年	1,323	▲1.6	2,499	0.8	9,346	0.4	176,366	1.7	134,923	0.4
30年	1,328	0.4	2,514	0.6	9,189	▲1.7	181,950	3.2	138,776	2.9
31年	1,332	0.3	2,503	▲0.4	9,156	▲0.4	182,368	0.2	138,228	▲0.4
令和 2年	1,352	1.5	2,529	1.0	-	-	-	-	-	-
3年	1,356	0.3	2,605	3.0	9,290	-	180,918	-	139,658	-
4年	1,371	1.1	2,614	0.3	8,949	▲3.7	182,661	1.0	139,230	▲0.3
5年	1,356	▲1.1	2,687	2.8	8,956	0.1	172,265	▲5.7	141,463	1.6
6年	1,313	▲3.2	2,672	▲0.6	8,798	▲1.8	170,776	▲0.9	144,859	2.4
7年	1,293	▲1.5	2,595	▲2.9	-	-	-	-	-	-

資料：「畜産統計」。ただし、ブロイラーは平成21年までは「畜産物流通統計」。
注1：2月1日現在の頭羽数。
注2：平成17年、22年の豚及び採卵鶏、平成27年、令和2年及び7年の豚、採卵鶏及びブロイラーは、農林業センサス実施年のためデータがない。
注3：平成22年のブロイラーは調査を実施していないためデータがない。

2 我が国の飼料生産の状況

(1) 飼料作物生産の状況

① 飼料作物作付面積

ア 作付面積は昭和40年代以降、草地の開発等により平成2年頃まで増加してきたが、その後、畜産農家戸数や飼養頭数の減少、農家の高齢化による労働力不足等に伴い長期にわたり減少傾向で推移。

イ 平成18年秋以降の配合飼料価格の高騰を背景に、国産飼料増産の取組が推進されるとともに、平成22年以降は経営所得安定対策の充実により、飼料用米や稲発酵粗飼料の作付が拡大した結果、平成28年までは飼料作物作付面積は増加傾向で推移。令和6年は、飼料用米、牧草等の作付面積の減少により97.6万haとなった。

② 飼料作物の単位面積当たり収量の推移

単位面積当たり収量（単収）は、昭和50年代から微増傾向で推移し、平成2年には43.1トン/haに達したが、都府県において、気象災害の影響等により平成29年までは減少傾向で推移。平成30年以降は主産地である北海道の単収が横ばい傾向であることから、全国の単収は概ね横ばいで推移し、令和6年は36.0トン/haとなった。

③ 草種別の単位面積当たり収量

気象の影響を受けることから年によってばらつきはあるものの、近年は、牧草は34トン/ha前後で、青刈りとうもろこしは50トン/ha前後で、それぞれ推移。

○ 飼料作物作付面積の推移（地域別）

（単位：千ha、％）

	昭和50年	60	平成2年	7	12	17	22	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
全 国 (対前年比)	839.5 (2)	1,019.0 (▲1)	1,046.0 (0)	980.2 (▲1)	934.7 (-)	905.8 (▲1)	911.4 (1)	975.1 (5)	988.5 (1)	985.1 (▲0)	970.3 (▲2)	961.6 (▲1)	955.7 (▲1)	1,001.0 (5)	1,026.0 (2)	1,018.0 (▲1)	975.5 (▲4)
北海道 (対前年比)	530.1 (4)	600.7 (0)	613.4 (1)	621.7 (0)	613.2 (-)	603.3 (▲1)	601.1 (0)	594.8 (0)	595.1 (0)	593.8 (0)	592.3 (0)	592.5 0	591.6 (0)	596.2 (1)	593.6 (▲0)	593.3 (▲0)	586.2 (▲1)
都府県 (対前年比)	309.3 (▲2)	418.2 (▲2)	432.1 (▲1)	358.5 (▲3)	321.5 (-)	302.5 (▲1)	310.3 (0)	380.3 (15)	393.4 (3)	391.3 (▲1)	378.0 (▲3)	369.1 (▲2)	364.1 (▲1)	404.8 (11)	432.4 (7)	424.7 (▲2)	389.3 (▲8)

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：飼料用米を含む

○ 飼料作物の単位面積当たり収量の推移（地域別）

（単位：トン/ha、％）

	昭和50年	60	平成2年	7	12	17	22	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
全 国 (対前年比)	38.4 (▲2)	41.3 (4)	43.1 (5)	41.8 (2)	41.7 (5)	40.1 (▲2)	38.2 (0)	37.4 (3)	35.1 (▲6)	36.3 (3)	35.1 (▲3)	35.8 (2)	35.1 (▲2)	35.1 (0)	36.4 (4)	35.4 (▲3)	36.0 (2)
北海道 (対前年比)	32.7 (▲4)	35.6 (5)	37.4 (7)	36.6 (2)	36.8 (1)	35.5 (▲3)	34.7 (2)	35.4 (3)	32.6 (▲8)	35.4 (9)	33.9 (▲4)	34.9 (3)	34.1 (▲2)	33.8 (▲1)	35.5 (5)	34.8 (▲2)	35.7 (3)
都府県 (対前年比)	48.5 (2)	49.4 (2)	51.2 (2)	50.8 (2)	50.9 (7)	49.1 (1)	45.4 (▲3)	41.4 (2)	39.9 (▲4)	38.2 (▲4)	37.4 (▲2)	37.6 (1)	37.1 (▲1)	37.6 (1)	38.3 (2)	36.7 (▲4)	36.6 (▲0)

資料：農林水産省「作物統計」、「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」を基に飼料課で推計

注：飼料用米を除く

○ 飼料作物の単位面積当たり収量の推移（草種別）

（単位：トン/ha、％）

	昭和50年	60	平成2年	7	12	17	22	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
牧 草 (対前年比)	36.7 (▲3)	38.8 (5)	40.7 (5)	39.6 (3)	39.5 (4)	37.9 (▲3)	36.3 (0)	35.4 (4)	33.6 (▲5)	35.0 (4)	33.9 (▲3)	34.3 (1)	33.7 (▲2)	33.4 (▲1)	35.2 (5)	34.0 (▲3)	34.7 (2)
青刈りとうもろこし (対前年比)	49.0 (▲2)	51.8 (1)	54.4 (5)	53.4 (▲1)	55.1 (14)	54.4 (2)	50.4 (0)	52.2 (▲1)	45.6 (▲13)	50.4 (11)	47.4 (▲6)	51.1 8	49.6 (▲3)	51.4 (4)	50.7 (▲1)	50.8 (0)	51.5 (1)
ソルゴー (対前年比)	69.9 (9)	67.2 (▲2)	64.0 (▲1)	65.6 (3)	65.5 (13)	63.4 (10)	55.9 (▲4)	47.9 (▲3)	44.3 (▲8)	46.2 (4)	44.1 (▲5)	43.5 (▲1)	41.4 (▲5)	41.1 (▲1)	41.7 (1)	42.5 (2)	39.4 (▲7)

資料：農林水産省「作物統計」

④ 飼料作物の収穫量

飼料作物の収穫量（TDNベース）は、平成2年をピークに、その後は減少傾向で推移していたが、近年は飼料用米や稲発酵粗飼料の作付拡大により増加傾向で推移。令和6年は、牧草、青刈りとうもろこしが増加した一方、飼料用米の減少により、全体として前年に比べ約4%減少。

○ 飼料作物の収穫量の推移

（単位：千TDNトン、%）

	昭和50年	60	平成2年	7	12	17	22	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
収穫量 （対前年比）	3,208 (0)	4,187 (3)	4,485 (4)	4,080 (1)	3,928 (1)	3,693 (▲1)	3,625 (▲2)	3,803 (8)	3,649 (▲4)	3,852 (6)	3,661 (▲5)	3,703 (1)	3,617 (▲2)	3,846 (6)	4,073 (6)	3,950 (▲3)	3,803 (▲4)
うち牧草等 （対前年比）	3,208 (0)	4,187 (3)	4,485 (4)	4,080 (1)	3,928 (1)	3,693 (▲1)	3,571 (▲1)	3,457 (2)	3,251 (▲6)	3,459 (6)	3,325 (▲4)	3,397 (2)	3,317 (▲2)	3,324 (0)	3,441 (4)	3,364 (▲2)	3,392 (1)
うち飼料用米 （対前年比）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	54 -	346 (135)	398 (15)	393 (▲1)	336 (▲15)	306 (▲9)	300 (▲2)	522 (74)	632 (21)	586 (▲7)	411 (▲30)

資料：農林水産省「作物統計」、「新規需要米生産集出荷数量」、
「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」を基に飼料課で推計

⑤ 1戸当たりの飼料作物作付面積の推移
酪農経営における1戸当たりの作付面積は全国的に増加傾向で推移し、令和6年は82.6ha、都府県10.8ha。

	平成11年	13	17	22	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
全 国	18.2	19.8	21.2	25.7	31.5	32.9	34.3	35.2	37.1	34.1	35.3	37.4
北海道	42.8	45.6	49.7	56.2	65.0	66.6	69.0	69.1	71.6	73.2	74.6	77.3
都府県	4.5	5.1	5.2	6.3	7.3	7.9	8.0	8.5	8.9	7.5	7.7	9.0

注：平成17年以降は子畜のみの飼養者を除く
注：令和2年以降は畜産統計の集計方法が変更になったため、データの連続性はない

⑥ 大家畜1頭当たり飼料作物作付面積の推移
大家畜1頭当たり飼料作物作付面積は、横ばい傾向で推移。令和6年は北海道42.9a、都府県14.9aで減少。

	平成7年	12	17	22	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
全 国	19.9	20.6	20.6	20.8	25.3	25.8	25.8	25.3	25.1	24.5	25.3	25.7
北海道	47.3	47.9	46.2	44.0	45.8	45.8	45.8	45.0	45.1	44.0	43.6	42.4
都府県	10.0	10.0	9.8	10.3	14.8	15.6	15.5	15.0	14.6	14.2	15.6	16.7

注：令和元年以降は「作物統計」及び「畜産統計」を基に飼料課で推計
注：令和2年以降は畜産統計の集計方法が変更になったため、データの連続性はない

⑦ 稲わらの利用

ア 飼料用稲わらの自給率は、7～8割程度で推移。国内発生量の1割弱に相当する約70万トンが飼料利用されているものの、約20万トンを中国から輸入。

イ 輸入稲わらは全て中国産。これまで複数回にわたり輸入停止措置がとられる等不安定な供給状況。直近では価格の高騰や一時的な供給不安が発生。

ウ 畜産経営の安定化を図るためには、国産稲わらの飼料利用を拡大し、輸入稲わらに依存しない体制の確立が重要であり、稲わらの収集に必要な機械の導入や調製・保管施設の整備に対する支援等やマッチングの取組等を推進。

⑧ 稲発酵粗飼料作付面積

稲発酵粗飼料の作付面積は、平成10年産まで50ha以下で推移してきたが、平成12年度からの水田農業経営確立対策や23年度からの戸別所得補償（現：経営所得安定対策）の本格実施等により増加。

令和6年産は、前年から3,424ha増加し、56,479ha（対前年比6.5%増）。

○ 稲わらの需給の推移

（単位：千トン）

区 分		H17年産	22	27	29	R元年産	2	3	4	5
国産飼料用稲わら	①	1,077	860	784	729	671	672	677	681	658
輸入量(中国産)	②	12	192	157	223	229	227	216	203	204
飼料需要量	③=②+①	1,089	1,052	941	952	900	899	893	884	862
自給率	①/③	99%	82%	83%	77%	75%	75%	76%	77%	76%
【参考】稲わら発生量		9,290	8,535	8,745	8,243	8,163	8,133	8,047	7,924	7,826

資料：国産稲わらについては飼料課調べ（29年産から調査方法を変更）

輸入稲わらについては財務省「貿易統計」

注：各年とも、10月～翌年9月期の数値

○ 稲発酵粗飼料の作付面積の推移

（単位：ha）

	H16年産	21	26	R元年産	2	3	4	5	6
作付面積	4,375	10,203	30,929	42,453	42,791	44,248	48,404	53,055	56,479

資料：平成19年産までは畜産振興課調べ

20年産以降は農林水産省「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」

○ 稲発酵粗飼料作付面積上位5県の変遷

（下段は作付面積、単位：ha）

順位	H16年産	21	26	R元年産	2	3	4	5	6
第1位	熊本県	熊本県	熊本県	熊本県	熊本県	熊本県	熊本県	熊本県	熊本県
	(1,064)	(2,146)	(6,005)	(7,757)	(7,852)	(7,994)	(8,519)	(9,167)	(9,401)
第2位	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県
	(851)	(2,028)	(5,047)	(6,625)	(6,656)	(6,700)	(6,933)	(7,207)	(7,375)
第3位	秋田県	宮城県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県
	(284)	(784)	(2,359)	(3,641)	(3,542)	(3,451)	(3,667)	(4,081)	(4,158)
第4位	新潟県	秋田県	宮城県	大分県	大分県	大分県	宮城県	大分県	宮城県
	(193)	(587)	(1,724)	(2,458)	(2,526)	(2,432)	(2,672)	(2,758)	(2,974)
第5位	福岡県	栃木県	大分県	宮城県	宮城県	宮城県	大分県	宮城県	大分県
	(173)	(458)	(1,701)	(2,053)	(2,070)	(2,244)	(2,589)	(2,757)	(2,799)

資料：平成19年産までは畜産振興課調べ

20年産以降は「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」

21年産は、青刈り稲及び稲わら専用稲の作付面積を含む

⑨ 飼料用米作付面積

飼料用米の作付面積は、低水準で推移してきたが、平成23年度からの戸別所得補償（現：経営所得安定対策）の本格実施等により、輸入とうもろこしと同程度の価格での供給が可能となり、畜産側の需要が拡大したことから、生産が拡大。

令和6年産は、前年産から35,259ha減少し、98,666ha（対前年比26.3%減）。

○ 飼料用米の作付面積の推移

（単位：ha）

	H16年産	21	26	R元年産	2	3	4	5	6
作付面積	44	4,123	33,881	72,499	70,883	115,744	142,055	133,925	98,666

資料：平成19年産までは畜産振興課調べ

20年産以降は「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」

○ 飼料用米作付面積上位5県の変遷

（下段は作付面積、単位：ha）

順位	H16年産	21	26	R元年産	2	3	4	5	6
第1位	山形県	山形県	栃木県	栃木県	栃木県	栃木県	栃木県	栃木県	栃木県
	(27)	(614)	(3,943)	(8,414)	(8,341)	(12,482)	(15,716)	(15,069)	(11,556)
第2位	岩手県	栃木県	青森県	茨城県	茨城県	茨城県	茨城県	茨城県	茨城県
	(6)	(412)	(2,812)	(7,707)	(7,886)	(11,760)	(14,375)	(13,886)	(10,347)
第3位	宮城県	宮城県	茨城県	宮城県	福島県	福島県	福島県	福島県	宮城県
	(5)	(406)	(2,499)	(4,871)	(4,933)	(10,038)	(12,631)	(11,722)	(7,228)
第4位	京都府 大分県	福島県	山形県	青森県	宮城県	千葉県	千葉県	千葉県	福島県
	(2)	(350)	(2,150)	(4,765)	(4,913)	(8,190)	(10,706)	(10,154)	(6,967)
第5位	栃木県 新潟県 福岡県	岩手県	岩手県	福島県	青森県	宮城県	宮城県	宮城県	千葉県
	(1)	(265)	(2,035)	(4,623)	(4,403)	(8,076)	(10,416)	(9,801)	(6,642)

資料：平成19年産までは畜産振興課調べ

20年産以降は「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」

（２）粗飼料給与率、自給飼料給与割合及び生産コスト

① 大家畜経営における粗飼料給与率の推移

大家畜経営における粗飼料給与率は、乳量・乳質・肉質を重視した飼養管理形態への変化等により、概ね低下傾向で推移してきた。令和５年は、酪農経営では50%（北海道53%、都府県45%）、肉用牛繁殖経営では58%、肉専肥育経営では13%、乳雄肥育経営では9%となった。

② 大家畜経営における自給飼料給与割合の推移

大家畜経営における自給飼料の給与割合は、飼養頭数規模の増加に伴う労働力不足等により、利便性が良く、労働負担の軽減にもつながるTMRセンターや輸入飼料が利用される傾向が高まり、低下傾向で推移してきた。令和５年は、酪農経営では28%（北海道40%、都府県13%）、肉用牛繁殖経営では43%、肉専肥育経営では2%、乳雄肥育経営では3%となった。

③ 自給飼料生産コスト

自給飼料生産コストは、燃料費や肥料費、為替等の影響により、年により変動があるが、輸入粗飼料価格と比較してコスト面で総じて優位にある。

○ 大家畜経営における粗飼料給与率の推移（TDNベース）（単位：％）

区分		S45年	50年	55年	60年	H2年	7年	H12年度	17年度	22年度	27年度	R元年	2年	3年	4年	5年
酪農	全国	53.0	49.2	52.9	49.7	51.6	50.2	48.3	46.7	47.4	46.4	47.2	47.0	46.9	48.4	49.7
	北海道	78.1	76.0	69.6	65.5	63.3	59.7	57.5	56.1	55.6	56.3	52.5	51.3	51.4	53.0	53.3
	都府県	44.1	37.7	42.7	41.7	44.3	43.1	41.0	37.8	38.5	35.6	41.1	42.0	41.6	42.0	45.4
肉用牛	繁殖経営	78.1	74.5	68.7	69.1	67.4	64.1	67.8	67.1	58.9	62.5	55.9	56.7	56.8	57.7	58.2
	肉専肥育	31.0	21.5	19.8	18.6	14.3	13.9	12.8	12.9	11.5	12.1	10.7	11.5	11.7	12.8	12.6
	乳雄肥育	—	—	8.8	10.0	8.0	8.8	8.6	9.4	6.8	7.7	8.3	8.0	8.5	8.4	8.8
	交雑肥育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.6	10.2	11.2	11.6	12.7	12.0

資料：農林水産省「畜産物生産費統計」「日本標準飼料成分表」から推計
注：平成29年度及び令和元年の畜産物生産費統計の調査項目の変更に伴い、粗飼料給与率の算出方法を変更したため、変更時期前後のデータの連続性はない。

○ 大家畜経営における自給飼料給与割合の推移（TDNベース）（単位：％）

区分		S45年	50年	55年	60年	H2年	7年	H12年度	17年度	22年度	27年度	R元年	2年	3年	4年	5年
酪農	全国	49.3	44.7	46.7	41.8	39.6	34.6	33.9	33.4	33.8	32.5	29.7	28.7	28.5	28.3	28.2
	北海道	77.2	74.8	68.8	63.8	60.7	55.4	54.4	52.6	50.1	48.9	41.7	40.6	40.7	40.6	40.0
	都府県	36.2	31.8	33.3	30.6	26.1	20.5	17.2	15.4	16.3	14.6	13.9	12.9	12.6	11.6	12.6
肉用牛	繁殖経営	81.8	71.4	64.6	66.1	63.5	57.8	60.2	56.6	46.8	46.1	41.8	42.1	37.5	40.6	42.8
	肉専肥育	27.9	14.8	11.8	12.7	8.2	6.7	3.7	3.2	2.1	1.4	1.3	1.6	1.6	1.6	1.6
	乳雄肥育	—	—	4.2	5.9	3.6	3.3	1.2	1.9	0.9	1.1	1.8	2.0	3.0	2.8	2.8

資料：農林水産省「畜産物生産費統計」「日本標準飼料成分表」から推計
注：平成29年度及び令和元年の畜産物生産費統計の調査項目の変更に伴い、変更時期前後のデータの連続性はない。

○ 自給飼料生産コストと購入飼料価格の推移（単位：円/TDNkg）

自給飼料生産コスト		H12年度	17年度	22年度	27年度	自給飼料生産コスト		H30年度	R1年度	2年	3年	4年	5年
乾牧草	全国	62	57	59	63	自給飼料	全国	75	78	79	80	78	83
	北海道	60	58	60	61		北海道	72	70	72	71	69	74
	都府県	60	54	57	72		都府県	84	106	108	116	119	120
サイレージ	全国	65	64	66	65	自給飼料	全国	75	78	79	80	78	83
	北海道	61	61	62	62		北海道	72	70	72	71	69	74
	都府県	74	77	80	78		都府県	84	106	108	116	119	120
輸入粗飼料価格		H12年度	17年度	22年度	27年度	輸入粗飼料価格		H30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ヘイキューブ	乾牧草	77	90	87	130	ヘイキューブ	乾牧草	121	118	125	142	183	191
	稲わら	70	73	86	112		稲わら	102	106	104	114	147	141
	稲わら	98	113	92	118		稲わら	108	107	116	145	193	168
為替レート(円/ドル)		108	113	86	120	為替レート(円/ドル)		110	109	107	110	131	140

資料：「自給飼料生産コスト」は、農林水産省「畜産物生産費統計」、「日本標準飼料成分表」から算出。
「輸入粗飼料価格」は、農家段階の価格で農林水産省畜産局調べ。
注１：「自給飼料生産コスト」は、飼料生産にかかる材料費、労働費、固定財費及び地代を合計した値。
２：「自給飼料生産コスト」に関し、平成29年度及び令和元年の畜産物生産費統計の調査項目の変更に伴い、「自給飼料生産コスト」の算出方法を変更したため、変更時期前後のデータの連続性はない。
３：「自給飼料生産コスト」及び「輸入粗飼料価格」は1 TDNkgあたりに換算したもの。
４：「為替レート」は、東京外国為替市場・銀行間直物取引の中心レート平均。

(3) 配・混合飼料の生産動向

① 配・混合飼料全体の生産量は、これまで家畜飼養頭羽数の減少に伴って緩やかに減少。近年では、家畜飼養頭羽数が横ばいで推移していること等から、2,400万トン前後で横ばいに推移。

② 令和6年度の配・混合飼料生産量は、2,385万トン（対前年度比0.4%減）。

生産量の畜種別内訳は、採卵鶏用が最も多く（全体の25.4%）、次いで養豚用（23.1%）、肉牛用（20.4%）、ブロイラー用（16.2%）、乳牛用（14.5%）の順。

○ 配・混合飼料生産量の推移

（単位：千トン、%）

年 度	採卵鶏用	ブロイラー用	養豚用	乳牛用	肉牛用	合計	うち配合飼料
昭和40	4,857 (▲ 3.8)	455 (18.3)	1,774 (53.3)	804 (13.1)	77 (40.0)	8,150 (8.7)	7,857 (10.1)
50	6,523 (0.9)	2,315 (6.7)	4,538 (▲ 6.6)	1,833 (2.3)	1,544 (▲ 7.3)	16,818 (▲ 1.2)	16,355 (▲ 2.5)
60	7,461 (▲ 0.5)	4,096 (2.6)	7,519 (7.6)	2,777 (2.2)	3,236 (2.2)	25,233 (3.0)	23,479 (2.9)
平成7	7,329 (▲ 0.3)	3,724 (▲ 1.5)	6,508 (▲ 4.8)	3,377 (3.8)	3,780 (▲ 3.3)	24,866 (▲ 1.5)	23,826 (▲ 1.1)
12	6,988 (▲ 0.5)	3,428 (▲ 2.5)	6,170 (▲ 3.1)	3,365 (▲ 1.1)	3,889 (▲ 1.2)	24,001 (▲ 1.6)	23,231 (▲ 1.5)
17	6,603 (0.5)	3,728 (3.1)	5,985 (▲ 0.7)	3,387 (▲ 0.0)	4,262 (1.9)	24,109 (0.8)	23,553 (0.8)
22	6,394 (▲ 0.4)	3,955 (▲ 0.5)	6,110 (▲ 3.3)	3,299 (0.7)	4,598 (▲ 2.1)	24,479 (▲ 1.3)	24,024 (▲ 1.3)
23	6,320 (▲ 1.1)	3,889 (▲ 1.7)	6,078 (▲ 0.5)	3,254 (▲ 1.4)	4,551 (▲ 1.0)	24,175 (▲ 1.2)	23,813 (▲ 0.9)
24	6,216 (▲ 1.6)	3,851 (▲ 1.0)	6,068 (▲ 0.2)	3,260 (0.2)	4,571 (0.5)	24,070 (▲ 0.4)	23,692 (▲ 0.5)
25	6,175 (▲ 0.7)	3,860 (0.2)	5,997 (▲ 1.2)	3,235 (▲ 0.8)	4,569 (▲ 0.0)	23,931 (▲ 0.6)	23,565 (▲ 0.5)
26	6,256 (1.3)	3,814 (▲ 1.2)	5,632 (▲ 6.1)	3,150 (▲ 2.6)	4,436 (▲ 2.9)	23,388 (▲ 2.3)	22,976 (▲ 2.5)
27	6,297 (0.7)	3,832 (0.5)	5,687 (1.0)	3,169 (0.6)	4,467 (0.7)	23,542 (0.7)	23,125 (0.6)
28	6,332 (0.5)	3,812 (▲ 0.5)	5,659 (▲ 0.5)	3,193 (0.8)	4,544 (1.7)	23,629 (0.4)	23,179 (0.2)
29	6,496 (2.6)	3,853 (1.1)	5,622 (▲ 0.6)	3,208 (0.5)	4,593 (1.1)	23,867 (1.0)	23,385 (0.9)
30	6,509 (0.2)	3,803 (▲ 1.3)	5,593 (▲ 0.5)	3,208 (0.0)	4,590 (▲ 0.1)	23,803 (▲ 0.3)	23,308 (▲ 0.3)
令和1	6,517 (0.1)	3,859 (1.5)	5,687 (1.7)	3,278 (2.2)	4,694 (2.3)	24,138 (1.4)	23,608 (1.3)
2	6,391 (▲ 1.9)	3,816 (▲ 1.1)	5,753 (1.2)	3,365 (2.7)	4,721 (0.6)	24,149 (0.0)	23,612 (0.0)
3	6,370 (▲ 0.3)	3,847 (0.8)	5,675 (▲ 1.3)	3,432 (2.0)	4,805 (1.8)	24,234 (0.4)	23,707 (0.4)
4	6,259 (▲ 1.7)	3,816 (▲ 0.8)	5,603 (▲ 1.3)	3,391 (▲ 1.2)	4,887 (1.7)	24,055 (▲ 0.7)	23,579 (▲ 0.5)
5	6,040 (▲ 3.5)	3,808 (▲ 0.2)	5,632 (0.5)	3,415 (0.7)	4,948 (1.3)	23,937 (▲ 0.5)	23,466 (▲ 0.5)
6	6,057 (0.3)	3,857 (1.3)	5,506 (▲ 2.2)	3,461 (1.3)	4,878 (▲ 1.4)	23,853 (▲ 0.4)	23,350 (▲ 0.5)

資料：（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」

注1：（ ）内数値は、対前年度増減比率を示す

2：合計の数値には、その他を含む

(4) 配合飼料価格の動向

① 価格改定

配合飼料価格は、各配合飼料メーカーが自由な競争の下で、飼料穀物の国際相場、海上運賃（フレート）や為替レート等の動向を反映し、四半期毎に改定。

② 過去の動向

ア 平成18年には、米国におけるとうもろこしの燃料エタノール向け需要の急増による国際価格（シカゴ相場）の高騰により、配合飼料価格（全畜種平均）も高騰し、平成20年まで上昇が続いた。その後、世界的な景気後退によりシカゴ相場が下落し、配合飼料価格も下落。

イ 平成24年には、米国中西部の大干ばつによりシカゴ相場が高騰し、配合飼料価格も高騰。その後も円安の進展等により、配合飼料価格は高値で推移したが、平成28年には米国での豊作が続いたことと併せ、海上運賃の下落や為替の円高傾向等により、配合飼料価格は下落。

ウ 平成30年には、南米での作柄悪化懸念等によるシカゴ相場の上昇や、船腹需要の増加等による海上運賃の上昇等により、配合飼料価格は上昇。

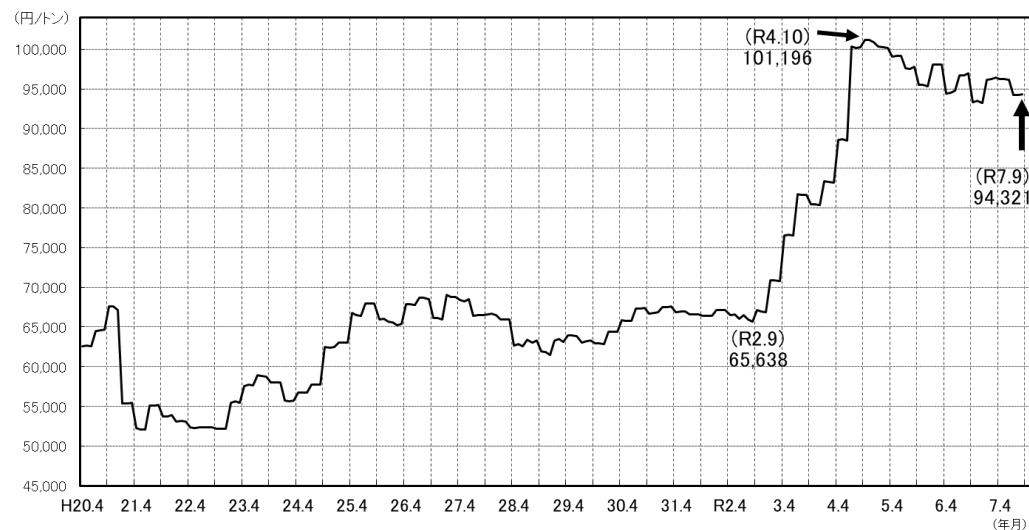
③ 近年の動向

ア 令和2年には、中国向け輸出成約の増加や南米産の作況悪化懸念等によるシカゴ相場の上昇等により、配合飼料価格も上昇。

イ 令和4年には、ウクライナ情勢を受けシカゴ相場が上昇したこと等を背景に、配合飼料価格が高騰。令和5年以降は、主産国である米国及びブラジルにおけるとうもろこしの豊作等により原料の国際価格が下落したことや為替の変動などを反映して、概ね低下傾向で推移。

※ 配合飼料価格安定制度による補填金の交付については、P.17参照。

○配合飼料工場渡価格の推移



資料：（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」

注：配合飼料価格は、全畜種の加重平均価格である（令和7年9月の価格は速報値）

(5) エコフィードの動向

① エコフィードの製造数量等

ア 令和6年度のエコフィードの製造数量は、約101万TDNトン（概算）となっており、このうち国産原料由来のエコフィードの製造数量は約29万TDNトン（概算）であり、輸入飼料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産経営の実現を図るためには、これらを中心に利用を推進する必要。

イ エコフィードの主な原料となる食品廃棄物等の年間発生量は、令和5年度において約1,426万トンとなっており、うち約786万トンが飼料として再生利用。

ウ 再生利用されず廃棄処分（焼却や埋却処分）されているもののうち、飼料化可能な原材料の再生利用量を上げるため、その利用推進を図る必要。

② エコフィードに関する認証制度の創設

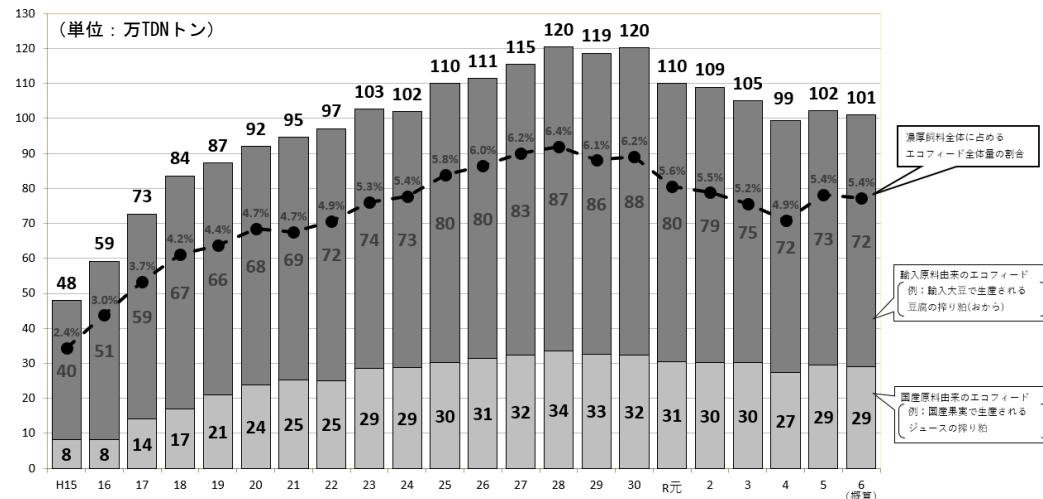
ア エコフィード認証制度

食品廃棄物等の飼料化を推進するため、一定比率以上の食品循環資源（食品廃棄物等のうちリサイクル可能なもの）を利用していること等を認証の要件とした「エコフィード認証制度」を創設し、平成21年3月23日より認証の受付を開始。令和7年3月末現在、25銘柄を認証。

イ エコフィード利用畜産物認証制度

エコフィードの安全かつ安定的な利活用の推進を目的として、認証されたエコフィードを利用した畜産物を認証する「エコフィード利用畜産物認証制度」について、平成23年5月30日より認証の受付を開始。令和7年3月末現在、5商品を認証。

○ エコフィードの年度別製造数量



資料：農林水産省畜産局飼料課調べ

※ TDN (Total Digestible Nutrients)：家畜が消化できる養分の総量。カロリーに近い概念

※ 平成29年度の集計から調査対象品目が減少したため28年度以前と連続しない

○ 食品廃棄物等の年間発生量及び再生利用状況(令和5年度)

(単位：万トン)

	食品廃棄物等の年間発生量	再生利用量	再生利用の内訳			熱回収	減量	再生利用以外	焼却・埋立等
			飼料化	肥料化	その他				
食品製造業	1,210	974 (80%)	765 (63%)	135 (11%)	73 (6%)	42	149	19	27
食品卸売業	16	7 (46%)	2 (13%)	3 (18%)	2 (15%)	0	0	1	7
食品小売業	91	37 (41%)	13 (15%)	11 (12%)	13 (15%)	0	1	2	52
外食産業	110	18 (16%)	5 (5%)	4 (4%)	8 (7%)	0	1	1	91
食品産業計	1,426	1,036 (73%)	786 (55%)	153 (11%)	97 (7%)	42	150	22	177

資料：食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と「食品循環資源の再生利用等実態調査の結果（令和5年度）」（農林水産省）を用いて推計

- 注：1 再生利用における飼料化量には、米ぬか、ふすま等、従来から配合飼料原料として広く用いられてきた食品副産物を含む
2 「再生利用以外」とは、食品リサイクル法で定める再生利用手法以外のもの、セメント等を指す
3 再生利用量の()は食品廃棄物等の年間発生量に対する割合で、飼料化、肥料化、その他の()は再生利用量に対する割合。
4 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある

3 飼料穀物等の状況

(1) 飼料穀物の輸入状況（令和6年度）

- ① 令和6年度の輸入量は、前年と比較してわずかに増加し、1,293万トン（対前年度比0.5%増）。
- ② 主な輸入相手国は、米国、ブラジル、オーストラリア等。

令和6年度の各品目の国別輸入割合は次のとおり。

とうもろこし	とうもろこし：米国	81%
	ブラジル	18%
こうりゃん	こうりゃん：オーストラリア	65%
	米国	35%
大麦	大麦：オーストラリア	53%
	小麦：オーストラリア	65%
小麦	カナダ	19%

- ③ 配合飼料の主要原料であるとうもろこしの輸入先については、令和2年度は、米国産が豊作となりシェアが増加した。令和3年度は、ブラジル産が天候不順により生産量が少なくなったことからシェアが減少した一方、アルゼンチン産のシェアが増加した。令和4年度は、米国産は大豆などへの転換による作付面積が減少した一方、ブラジル産は生産量が増大しシェアが大幅に回復した。令和5年度は、米国産は収穫面積や単収の増加に伴いシェアがわずかに増加した。令和6年度においては、ブラジル産において作付面積が減少した一方、米国産は豊作となり、シェアが大幅に増加した。

○ 我が国の飼料穀物の品目別・国別輸入量の推移

（単位：千トン、%）

品目	国名	年度					対前年度比 上段：増減②-① 下段：比率②/①
		R2	R3	R4	R5①	R6② (確報値)	
とうもろこし	総輸入量	11,547 (100.0)	11,630 (100.0)	11,162 (100.0)	11,261 (100.0)	11,433 (100.0)	172 (101.5)
	米国	7,989 (69.2)	8,047 (69.2)	4,910 (44.0)	5,180 (46.0)	9,216 (80.6)	4,036 (177.9)
	ブラジル	3,459 (30.0)	1,809 (15.6)	4,972 (44.5)	4,744 (42.1)	2,046 (17.9)	▲2,698 (43.1)
	アルゼンチン	10 (0.1)	1,158 (10.0)	877 (7.9)	704 (6.3)	157 (1.4)	▲547 (22.3)
こうりゃん	総輸入量	245 (100.0)	181 (100.0)	150 (100.0)	92 (100.0)	51 (100.0)	▲40 (56.0)
	オーストラリア	-	116 (64.5)	143 (95.6)	85 (92.7)	34 (65.5)	▲51 (39.5)
	米国	121 (49.3)	-	7 (4.4)	7 (7.3)	18 (34.5)	11 (265.1)
大麦	総輸入量	954 (100.0)	1,020 (100.0)	1,084 (100.0)	1,068 (100.0)	1,021 (100.0)	▲46 (95.7)
	オーストラリア	606 (63.6)	1,020 (100.0)	1,065 (98.3)	1,045 (97.8)	537 (52.5)	▲508 (51.4)
小麦	総輸入量	341 (100.0)	383 (100.0)	409 (100.0)	406 (100.0)	387 (100.0)	▲20 (95.1)
	オーストラリア	54 (15.7)	352 (91.9)	396 (96.8)	391 (96.3)	251 (64.9)	▲140 (64.1)
	カナダ	236 (69.1)	27 (6.9)	-	1 (0.3)	72 (18.6)	71 (5,571.5)
ライ麦	総輸入量	6 (100.0)	10 (100.0)	1 (100.0)	0 (100.0)	0 (100.0)	▲0 (14.2)
エン麦	総輸入量	45 (100.0)	43 (100.0)	34 (100.0)	38 (100.0)	39 (100.0)	0 (100.8)
合計	総輸入量	13,137 (100.0)	13,266 (100.0)	12,839 (100.0)	12,865 (100.0)	12,931 (100.0)	66 (100.5)
	米国	8,162 (62.1)	8,052 (60.7)	4,930 (38.4)	5,200 (40.4)	9,297 (71.9)	4,097 (178.8)
	ブラジル	3,460 (26.3)	1,809 (13.6)	4,972 (38.7)	4,744 (36.9)	2,046 (15.8)	▲2,698 (43.1)
	オーストラリア	667 (5.1)	1,504 (11.3)	1,628 (12.7)	1,530 (11.9)	826 (6.4)	▲704 (54.0)

資料：財務省「貿易統計」
注1：下段の数値は、輸入国別シェアである
2：計には、その他の国からの輸入も含む

(2) 世界のとうもろこしの需給状況

(2025/26 (令和7/8) 年度)

- ① 世界のとうもろこしの生産量は、米国、アルゼンチン等で増加が予測されており、全体では1,286.6百万トン（対前年度比 4.7%増）となる見通し。
- ② 消費量は、米国、中国、ブラジル、メキシコ等で増加が予測されており、全体で1,289.4百万トンとなり、対前年度比2.3%増となる見通し。
- ③ 期末在庫量は、世界のとうもろこしの生産量は増加しているものの、消費量も堅調に増加しており、消費量が生産量を上回ることから281.4百万トン（対前年度比 1.0%減）となり、期末在庫率は 21.82%と対前年度比 0.72ポイント減の見通し。

○ 世界のとうもろこしの生産、輸出入、消費及び期末在庫量の推移

(単位：百万トン、%)

	21/22 (R3/4)	22/23 (R4/5)	23/24 (R5/6)	24/25 (R6/7)	25/26 (R7/8) (予測)	対前年度比
生産量						
1 米国	381.5	346.7	389.7	377.6	427.1	113.1
2 中国	272.6	277.2	288.8	294.9	295.0	100.0
3 ブラジル	116.0	137.0	119.0	135.0	131.0	97.0
4 EU	71.7	52.4	61.9	59.3	55.3	93.2
5 アルゼンチン	52.0	37.0	51.0	50.0	53.0	106.0
世界計	1,221.1	1,165.7	1,231.1	1,228.9	1,286.6	104.7
輸出量						
1 米国	62.9	42.8	58.5	71.7	75.0	104.6
2 ブラジル	31.9	53.0	46.4	40.0	42.0	105.0
3 アルゼンチン	38.9	25.7	31.2	35.5	37.0	104.2
4 ウクライナ	27.0	27.1	29.5	20.6	25.5	123.8
5 パラグアイ	3.2	4.0	2.9	2.9	3.1	106.9
世界計	193.5	180.6	197.4	191.2	200.2	104.7
輸入量						
1 メキシコ	17.6	19.3	24.2	25.0	25.8	103.2
2 EU	19.5	23.2	19.8	20.0	23.0	115.0
3 日本	15.0	14.9	15.3	15.2	15.5	102.0
4 ベトナム	9.1	9.5	11.3	12.5	13.0	104.0
5 韓国	11.5	11.1	11.6	11.5	11.5	100.0
世界計	193.5	180.6	197.4	191.2	200.2	104.7
消費量						
1 米国	315.7	305.9	322.9	317.4	332.2	104.7
2 中国	291.0	299.0	307.0	316.0	321.0	101.6
3 ブラジル	71.5	78.0	84.0	93.0	95.0	102.2
4 EU	81.7	74.7	78.1	77.6	76.9	99.1
5 メキシコ	44.3	45.6	47.0	48.2	50.5	104.8
世界計	1,204.3	1,174.4	1,220.9	1,260.3	1,289.4	102.3
期末在庫量						
1 中国	209.1	206.0	211.2	193.1	177.1	91.7
2 米国	35.0	34.6	44.8	33.7	53.6	159.2
3 EU	11.4	8.0	7.3	6.3	5.9	93.6
4 メキシコ	3.1	4.9	5.8	5.7	5.7	101.4
5 ブラジル	3.7	9.9	8.3	8.8	3.4	38.9
世界計	314.1	305.4	315.5	284.2	281.4	99.0
在庫率 (%)	26.08	26.00	25.84	22.55	21.82	▲ 0.72

資料：USDA 「Grain: World Markets and Trade」 (Sep 12, 2025)

注1：生産量、消費量及び期末在庫量は、各国の市場年度の合計である

2：輸出量及び輸入量は、10～9月間の合計である

3：年度区分を2025/26年度についてみると、生産量は、北半球の2025年度予想（とうもろこしの収穫は2025年9～11月）及び南半球の2026年度予想（同2026年3～7月）の合計

4：表示単位以下の数値により計算しているため、表上では合わない場合がある

(3) 米国のとうもろこしの需給状況

① 2025/26年度（2025年9月～2026年8月）の予測（令和7年11月時点）

ア 供給では、作付・収穫面積の拡大や単収の増加により、生産量は、425.5百万トンと、前年度に比べ増加の見通し（対前年度比 12.5%増）。

イ 需要は、国内需要量、輸出量の増加により、410.3百万トンと、前年度に比べ増加の見通し（対前年度比 6.7%増）。

ウ 在庫については、生産量が需要量を上回ることから、期末在庫量は前年度から増加する見通し（対前年度比：期末在庫量 40.6%増、期末在庫率 3.2ポイント増）。

② 燃料用エタノール需要

令和2年3月以降、米国内における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により、各州でロックダウン（都市封鎖）が行われたことから、ガソリン消費が大幅に減少し、エタノール需要も急減。3月から4月にかけて在庫が増加し、生産量も減少。5月以降、米国内において経済活動が徐々に再開し始めたことから在庫は減少し、生産量も回復。

令和3年2月下旬には、テキサス州を襲った記録的な大寒波によりエタノール生産施設の稼働が一時的に停止したが、その後生産活動は順次再開し、生産量は回復。また、9月中旬以降の原油価格の高騰を背景にエタノール需要が増加し、生産量が増加。

○ 米国のとうもろこし需給状況

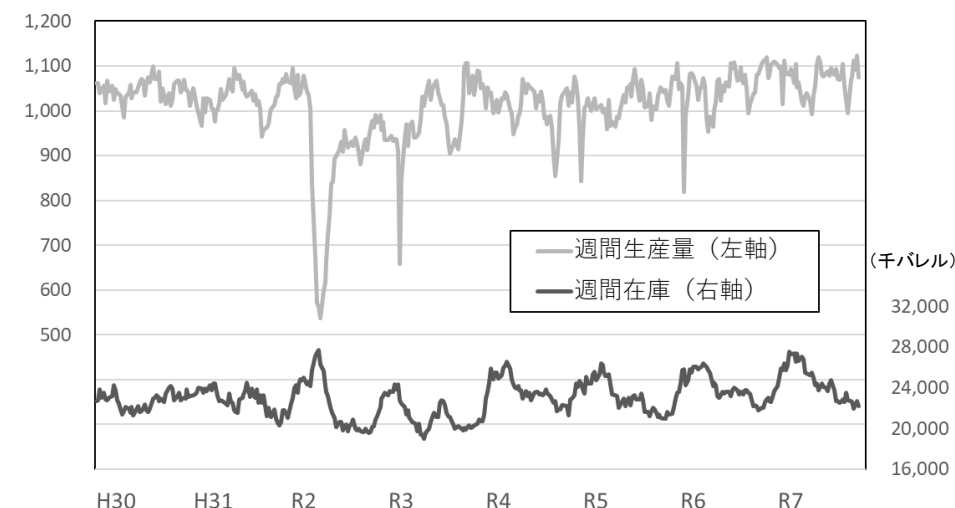
区分	年度	2023/24 (R5/R6年度)	2024/25 (R6/R7年度) (見込み)	2025/26 (R7/8年度) (11月予測)	対前年度比 (%)
作付面積(万ha)		3,828	3,679	3,994	108.6
収穫面積(万ha)		3,501	3,359	3,642	108.4
単収(t/ha)		11.13	11.25	11.67	103.7
供給	期初在庫(百万t)	34.5	44.8	38.9	86.8
	生産量(百万t)	389.7	378.3	425.5	112.5
給	輸入量(百万t)	0.7	0.5	0.6	120.0
	合計(百万t)	424.9	423.6	465.1	109.8
需要	国内(百万t)	322.9	312.8	332.2	106.2
	飼料用	148.1	139.5	154.9	111.0
	飼料用以外	174.7	173.3	177.3	102.3
	燃料エタノール用	139.4	138.1	142.2	103.0
	輸出量(百万t)	57.3	71.9	78.1	108.6
	合計(百万t)	380.2	384.7	410.3	106.7
	期末在庫(百万t)	44.8	38.9	54.7	140.6
	期末在庫率(%)	11.8	10.1	13.3	3.2

資料：USDA 「World Agricultural Supply and Demand Estimates」 (Nov 14, 2025)

※表示単位以下の数値により計算しているため、表上では合わない場合がある。

○ 米国内燃料用エタノールの生産量と在庫

(千バレル/日)



資料：EIA 「Weekly Supply Estimates」 及び 「Weekly Stocks」

(4) ブラジルのとうもろこしの需給状況
(2025/26 (令和7/8) 年度の予測)

- ① 生産量は、収穫面積が拡大するが、単収減少の見通しから、前年度に比べ減少（対前年度比 3.7%減）の見通し。
- ② 需要は、国内需要量、輸出量ともに増加の見通しから、前年度と比べ増加（対前年度比3.0%増）の見通し。
- ③ 在庫については、期末在庫量、在庫率ともに減少する見通し（対前年度比：期末在庫量 66.1%減、期末在庫率 5.2ポイント減）。

○ ブラジルのとうもろこし需給状況

年度		2023/24 (R5/6年度)	2024/25 (R6/7年度)	2025/26 (R7/8年度)	対前年度比
区分			(見込み)	(11月予測)	(%)
収穫面積(万ha)		2,165	2,230	2,260	101.3
単収(t/ha)		5.5	6.1	5.8	95.1
供給	期初在庫(百万t)	9.9	8.3	10.4	125.2
	生産量(百万t)	119.0	136.0	131.0	96.3
	輸入量(百万t)	1.7	1.6	1.6	100.0
	合計(百万t)	130.6	145.9	143.0	98.0
需要	国内(百万t)	84.0	94.5	96.5	102.1
	飼料用	62.5	66.5	66.0	99.2
	飼料用以外	21.5	28.0	30.5	108.9
	輸出量(百万t)	38.3	41.0	43.0	104.9
	合計(百万t)	122.3	135.5	139.5	103.0
期末在庫(百万t)		8.3	10.4	3.5	33.9
期末在庫率(%)		6.8	7.7	2.5	▲ 5.2

資料:USDA「Production, Supply and Distribution Online」(Nov 14, 2025)
※表示単位以下の数値により計算しているため、表上では合わない場合がある。

(5) とうもろこし価格等の動向

① とうもろこし価格の動向

ア シカゴ相場

とうもろこしの価格は、米国のシカゴ商品取引所における先物価格（シカゴ相場）が国際相場となっており、このシカゴ相場は米国内外の需給動向等により変動。

イ 過去の動向

- a. 平成18年には、燃料用エタノール向け需要の増加等を背景に急騰し、平成20年に7ドル/ブッシェル（276ドル/トン）前後まで高騰。 ※1ブッシェル=約25kg
- b. 平成22年には、ロシアでの穀物禁輸措置や、米国内の需給逼迫見通し及び投機資金の流入等により高騰し、平成23年には7ドル/ブッシェル（276ドル/トン）を突破。
- c. 平成24年には、一時6ドル/ブッシェル（236ドル/トン）程度まで下落したが、米国における歴史的な干ばつにより再度上昇し、8月には8ドル/ブッシェル（315ドル/トン）を突破。
- d. 平成25年には米国における豊作により需給が安定し、4ドル/ブッシェル（157ドル/トン）台まで下落。その後も米国における豊作が続き、平成26年後半から平成30年まで、3～4ドル/ブッシェル程度で安定的に推移。
- e. 令和元年には、米国での作付遅延等による生産減少懸念から上昇し、6月に4ドル/ブッシェル（157ドル/トン）を突破。その後、8月の米国農務省の報告により生産減少の懸念が後退したことから、3ドル/ブッシェル（118ドル/トン）台後半まで下落。

ウ 最近の動向

- a. 令和2年は、3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格の大幅下落により、燃料用エタノール向け需要が減少するとともに、米国での豊作期待等を背景に、3ドル/ブッシェル（118ドル/トン）台前半まで下落。9月以降は、中国における需要増加や南米産の作況悪化懸念、コロナ禍からの経済回復等により上昇。
- b. 令和3年4月には、米国内の在庫率低下見通しを背景に、約8年振りに7ドル/ブッシェル（276ドル/トン）を突破。その後、米国農務省による順調な生産予測等から5ドル/ブッシェル（197ドル/トン）前後まで下落したものの、コロナ禍からの経済回復に伴う原油価格上昇によるエタノール生産量の増加や海上運賃の上昇に加え、ウクライナ情勢を受けて令和4年4月には8ドル/ブッシェル（315ドル/トン）を突破。
- c. その後需給ひっ迫の懸念が後退し、令和5年から6年にかけては主産国である米国やブラジルにおいて豊作であったこと等を受け、ロシアによるウクライナ侵攻以前の水準で推移。
- d. 令和7年11月現在は、米国や南米の豊作見通し等から、4ドル/ブッシェル前半（170ドル/トン）で推移。

○ とうもろこしのシカゴ相場の推移



資料：畜産局飼料課調べ

注1：シカゴ相場（期近物）の日々の終値の月平均値である

注2：令和7年11月の値は14日までの平均値である

② 為替レート

ア 為替変動による影響

為替相場の変動は、国内への輸入段階で、穀物価格や海上運賃など全てに関係することから、輸入価格への影響が大きい。

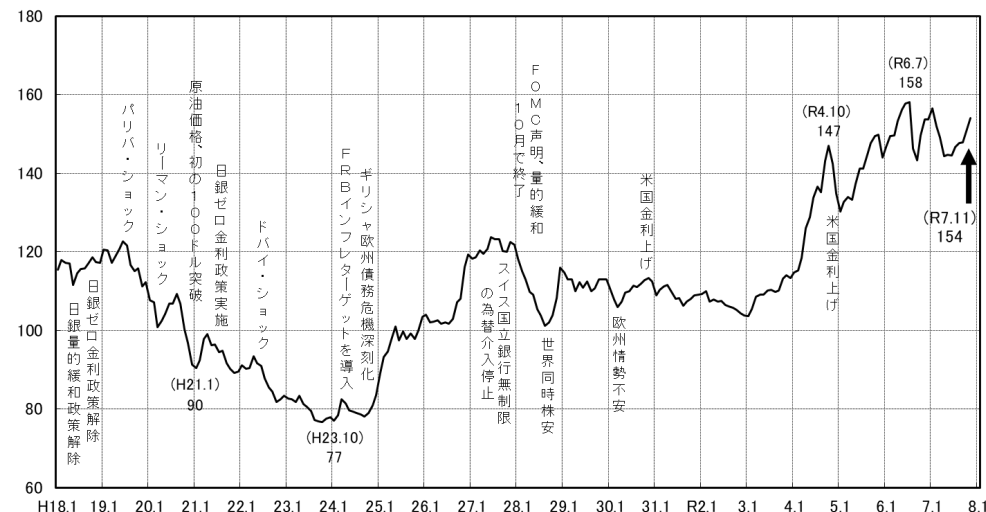
イ 過去の動向

- a. 平成19年には、米国経済に対する信用不安により円高が進行。以降、リーマンショック、ギリシャ金融危機、東日本大震災等の影響により、円高はさらに進行し、平成23年には戦後最高値を更新。その後も欧州債務危機の深刻化により平成24年末まで円高が継続。
- b. 平成25年には国内の金融緩和措置を背景に円安が進行。良好な米国経済指標等を背景に平成27年には120円/ドル前後で推移。
- c. 平成28年は世界同時株安、欧州情勢の混乱等により円高傾向で推移していたが、年後半の米国の長期金利上昇等により円安に戻した後、平成29年以降は110円/ドル前後で推移。

ウ 最近の動向

令和3年は110円/ドル台で推移したが、令和4年10月には米国の金利の上昇等により円安が急速に進行し、一時161円/ドルを超えて円安が進行した。その後、日米の政策金利差が縮小したこと等から円高に振れたものの、日米の経済指標や政治動向等により大きく変動しており、令和7年11月現在は、150円/ドル中盤で推移。

○ 為替レートの推移（東京外国為替市場、銀行間直物）（円/ドル）



資料：畜産局飼料課調べ

注1：平成7年2月までは日々の終値の月平均値であり、3月からは日々の中心値の月平均値である

注2：令和7年11月の値は14日までの平均値である

③ 海上運賃（フレート）

ア 海上運賃の特徴

海上運賃は、世界の船腹需要や、原油価格の変動等の影響を受ける。また、米国内でも航海日数の関係から積地によって価格は異なり、ガルフ（メキシコ湾岸）積よりもPNW（北西太平洋岸）積は安価となる。

イ 過去の変動

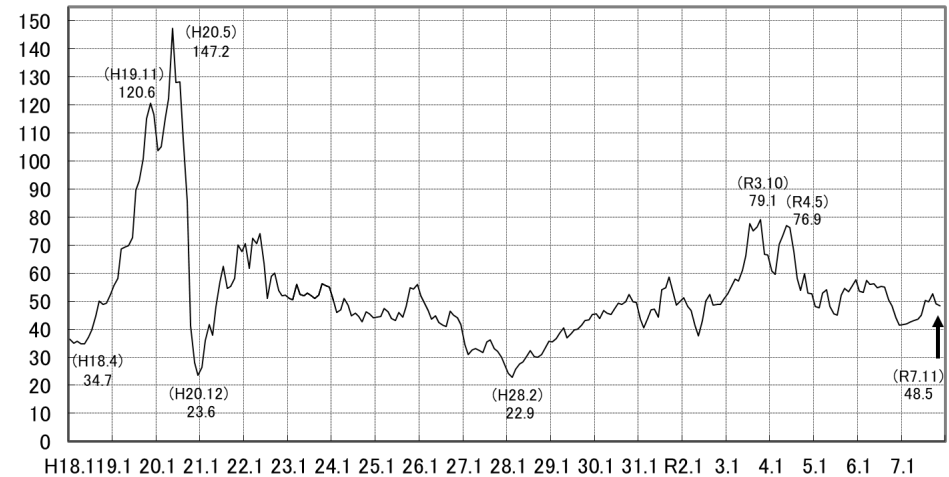
- a. 平成18年には、中国等の船舶需要の増加から上昇し、その後も原油の高騰の影響等もあり上昇を続け、平成20年には140ドル/トンを超える水準まで高騰。その後、景気後退や原油相場の下落等を受け20ドル/トン台まで急落。
- b. 平成21年には上昇基調で推移し、平成22年以降は概ね軟調に推移。
- c. 平成28年から平成30年には、原油相場の上昇等に伴い上昇傾向で推移。
- d. 平成30年には、原油相場が軟調となったこと等から一時下落したが、平成31年（令和元年）には原油相場の上昇や堅調な船腹需要等を受け、再び上昇。その後も、翌年からの排ガス規制強化への対応を見込んで上昇が続いたが、年末には船腹需要の緩和により下落。

ウ 最近の変動

- a. 令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、船腹需要の減少により下落し、5月には40ドル/トンを下回ったが、以降は需要の増加やコロナ禍からの経済回復に伴う原油価格上昇により令和3年10月には79ドル/トンまで上昇。その後は、船腹需要の減少の影響で下落。令和6年はパナマ運河の水位低下等による一定の物流混乱もあったが、その後は南米産穀物や中国向け貨物の輸送需要が軟調であること等からやや下落し、令和7年11月現在は、40ドル/トン後半で推移。

○ 海上運賃（フレート）の推移（ガルフ～日本）

（ドル/トン）



資料：「World Maritime Analysis Weekly Report」

注1：19年3月までは6万5千トン級、平成24年1月までは7万2千トン級、2月以降は7万4千トン級の数値である

注2：令和7年11月の値は第1週までの平均値である

(6) 配合飼料価格安定制度の概要

① 概要

畜産経営においては、生産費に占める配合飼料費の割合が高いことから、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、民間の自主的な積立てによる通常補填と、通常補填では対処し得ない異常な価格高騰に対し国と民間が財源を拠出する異常補填を実施。

② 過去の主な発動実績

ア 平成19～20年度

燃料用エタノール向けとうもろこし需要急増によるシカゴ相場の高騰を背景に、平成19年度に通常1,241億円・異常381億円、平成20年度に通常1,057億円・異常420億円が発動。

イ 平成23～25年度

ロシアの穀物禁輸措置や、その後の米国の大干ばつにより、シカゴ相場の上昇が続いたため、平成23年度に通常538億円・異常101億円、平成24年度に通常537億円・異常43億円、平成25年度に通常381億円・異常116億円が発動。

③ 近年の発動実績

中国の需要増加等を背景にシカゴ相場が上昇したことから、令和2年度第4四半期に2年ぶりに通常176億円が発動。令和3年第1四半期においては通常が発動するとともに、8年ぶりに異常が発動。続く第2四半期から令和4年度第4四半期まで、通常・異常ともに発動。令和5年度第1～3四半期は新たに制度内に設けられた緊急補填（新たな特例）が発動。

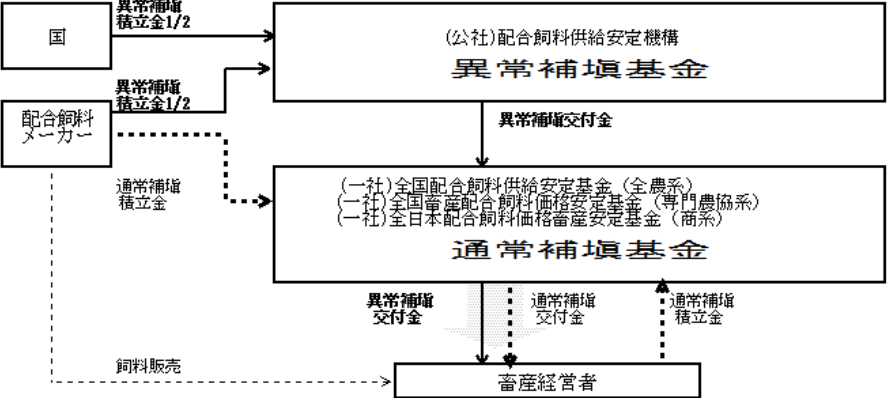
○ 配合飼料価格安定制度に基づく価格差補填の実施状況
(単位:円/トン、億円)

年度	四半期	異常補填		通常補填		緊急補填	
		単価	総額	単価	総額	単価	総額
平成19	1	3,829	215	4,371	245		
	2	3,097	167	4,553	245		
	3			5,550	325		
	4			7,800	426		
20	1	1,517	88	8,983	520		
	2	3,398	4	4,002	223		
	3	2,398	143	5,252	314		
	4			3,250	173		
22	1	966	54	3,734	208		
	2	865	47	3,835	207		
	3			2,100	122		
	4			450	24		
24	1			5,450	319		
	2			3,524	193		
	3			3,738	210		
	4			2,400	130		
25	1	2,062	116	700	40		
	2			800	45		
	3			800	42		
	4			950	50		
26	1			1,700	92		
	2			400	21		
	3			300	16		
	4			3,450	181		
28	1			2,300	131		
	2			300	16		
	3			300	16		
	4			3,300	176		
令和2	1			3,999	221		
	2	5,901	326	4,934	267		
	3	7,266	394	4,372	253		
	4	4,128	239	3,451	190		
3	1	1,749	96	5,031	285		
	2	4,761	269	5,454	296		
	3	11,346	617	7,254	423		
	4	496	29	623	34		
4	1	327	18				
	2					7,050	392
	3					5,250	282
	4					1,050	61

配合飼料価格安定制度の概要

1 制度の目的
配合飼料価格の変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の安定を図る。

2 制度の仕組み



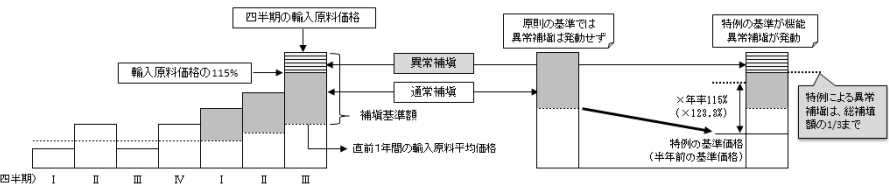
3 発動要件、補填額の算定等

	発動要件・補填額	補填額の決定時期	交付時期
異常補填	○発動要件 ①当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均輸入原料価格に115%を乗じた価格を超えること。 ②上記の基準で発動しない場合において、当該四半期の輸入原料価格が半年前時点の直前1年間（1年半前から半年前まで）の平均輸入原料価格に123.3%を乗じた価格を超えること。（特例基準） ○補填額 ①発動要件①の場合、当該四半期の輸入原料価格から直前1年間の平均輸入原料価格に115%を乗じた額を差し引いた額 ②発動要件②の場合、当該四半期の輸入原料価格から半年前時点の直前1年間（1年半前から半年前まで）の平均輸入原料価格に123.3%を乗じた額を差し引いた額又は当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均輸入原料価格を超えた額の3分の1のいずれか小さい額	当該四半期終了後	当該四半期の翌四半期の第2月中旬
通常補填	○異常補填が発動しない場合 原則として、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均輸入原料価格を超える場合、その超える額を限度に補填金を交付 ○異常補填が発動する場合 上記の額から、異常補填金を差し引いて得た額を限度に補填金を交付	当該四半期終了後	同上

注：輸入原料価格は、とうもろこし、こりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。

平成28年第3四半期までは、みすまを含む。

4 補填のイメージ



(7) 粗飼料の輸入状況と価格の推移

① 乾牧草の輸入数量は、一時は円高による割安感や利便性を理由に増加傾向にあったが、平成25年以降は円安に転じたことによる価格上昇の影響等により概ね1,600～2,000千トン程度で推移している。令和2年は、中国・アジアから北米向けの貨物の急増による世界的なコンテナ不足や、北米における港湾労働者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の乾牧草輸入に遅延が生じたことから、前年比1.4%減の2,017千トンとわずかに減少した。令和3年は、令和2年から続いている国際的な海上コンテナ輸送の混乱等を背景として、米国からの輸入量が減少するなど、不安定な供給状況が生じたが、乾牧草の輸入量は前年比0.3%増の2,023千トンとほぼ横ばいとなった。令和4年はチモシー、アルファルファの輸入量は減少したものの、オーツヘイを始めとするその他の草種の輸入が増加したため、全体としてはやや増加した。令和5年になると円安等による価格の高止まりや販売業者等が抱える輸入在庫を背景に需要は伸びず、輸入量は前年比22%減と大きく減少したが、令和6年は前年比4%増となった。

輸入稲わらは、保管や形状による利便性を理由にコンスタントな需要があり、国内飼料利用量の約3割弱にあたる約200千トンを中国から輸入している。令和2年の稲わらの輸入量は、新型コロナによる消毒や輸出検査に影響があったものの218千トンとわずかな減少に留まった。令和3年は、コンテナ不足の影響で搬入が遅れることがあったものの、234千トンと前年比7%増加した。令和4年は新型コロナによる消毒や輸出検査に影響があったため、214千トンと前年比8%減少した。令和5年は、円安による輸入稲わらの価格高騰等により前年比で8%減少したが、令和6年は前年比5%増となった。

② 乾牧草の輸入価格は、近年、主産地における国内需要及び新興国である中東諸国や中国、韓国等の需要が堅調である中、天候不順や円安により変動。令和2年は、為替が円高に推移し価格はやや下落したが、令和3年は為替が円安に推移し、コンテナ不足を背景としたコンテナ輸送費の上昇等から価格が上昇した。令和4年は、為替が急激に円安に推移したため、大幅に価格が上昇した。令和5年～6年は、下落傾向にはあるものの円安基調の継続等から、価格は高止まりしている。

稲わらの輸入価格は、令和2年は、新型コロナによる中国の原料加工工場の長期間操業停止の影響や原料価格の上昇により、かなりの程度上昇した。令和3年は、中国国内における①旧穀の在庫不足、②稲わら需要増による価格の高騰、③新型コロナの影響等による物流コストの上昇等により輸入価格が上昇傾向となり、令和4年にはさらに為替の影響を受け大幅に上昇した。令和5年～6年は、前年に比べて下落しているものの、依然として高い水準で推移している。

○ 粗飼料の輸入量と価格の推移

(単位：千トン、円/kg、円/ドル、%)

		H2年	7	12	17	22	R1	2	3	4	5	6	対前年比
輸入量	乾牧草	837	1,383	1,820	2,320	1,986	2,046	2,017	2,023	2,096	1,643	1,708	104
	うちチモシー	—	—	355	500	415	453	479	456	396	340	378	111
	うちアルファルファ	—	—	434	468	454	417	404	387	368	255	293	115
	稲わら	158	206	324	101	173	224	218	234	214	197	207	105
価格	乾牧草	35.8	25.0	24.2	28.2	30.2	40.3	38.6	41.0	58.1	60.9	56.4	93
	稲わら	31.8	22.6	20.9	26.8	22.2	29.0	32.0	38.2	62.4	51.6	48.1	93
為替レート		145	94	108	110	88	109	107	110	131	140	151	108

資料：「輸入量」及び「価格」は、財務省「貿易統計」及び農林水産省「植物検疫統計」、「為替レート」は、東京外国為替市場・銀行間直物取引の中心レート平均

注1：稲わらは、中国及び韓国等から輸入された穀物のわらである

2：価格はCIF価格（保険料、運賃込み）であり、1kg当たりである

(2) (独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の飼料関係業務の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
(昭和28年法律第35号)

目的	・飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及び検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物の生産の安定に寄与
対象動物及び飼料添加物の指定等	・対象動物：牛、馬（食用）、豚、めん羊、山羊、鹿、鶏、うずら、蜜蜂、養殖水産動物等32種類 ・飼料添加物：ビタミン、抗生物質等163品目指定
安全の確保	・規格及び基準の設定、製造等の禁止、特定飼料等の検定及び製造業者登録、廃棄等の命令
品質改善	・公定規格の設定、規格適合表示、表示の基準、表示事項の表示等の指示、検定機関の登録
その他	・製造・輸入業者等の届出、飼料等の輸入の届出、報告の聴取、立入検査等、厚生労働大臣との関係

飼料及び飼料添加物関係

立入検査

- 試料の収去
- 帳簿等の検査
- 製造設備の検査

☆立入検査・サンプルの分析鑑定
☆飼料添加物の検定

立入検査手続

飼料の分析鑑定

- ★基準・規格適合検査
 - ★BSEの発生防止（肉骨粉等の検査）
 - ★有害物質の検査（※１）
 - ★病原性微生物の検査（※２）
- ※１ 重金属、かび毒、
残留農薬など
- ※２ サルモネラ

※3 国は飼料等の製造・輸入業者に対して検査を実施
販売業者に対しては都道府県が検査を実施

☆R5年度末時点での事業場数(都道府県調べ)

製造業者の事業場	3,843箇所
輸入業者の事業場	1,592箇所
販売業者の事業場	14,046箇所

(3) 各種有害物質への対応

- ① 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインによる工程管理
飼料関係事業者自らが、有害物質等のハザードを適切に管理し、安全な飼料を供給するための基本的な安全管理（GMP）を導入するための指針として、「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン」を制定（平成27年6月）。
- ② 農薬
農薬に関しては、我が国で使用の多い輸入飼料原料を中心に、穀類及び牧草に使用される農薬について残留基準を設定（平成18年5月施行）。
一方、近年、国産飼料として家畜への給与割合が増加している稲わらや稲発酵粗飼料、粃米に使用される農薬について、管理基準を設定（令和6年2月最終改正）。
「国外で使用する農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関する指針」を発出（令和2年12月最終改正）。国外で新たに飼料作物に使用される農薬に対する飼料の残留基準設定に必要な手続等を示し、基準設定を促進。
- ③ 汚染物質（かび毒、重金属等）
かび毒、重金属等に関しては、汚染実態調査等に基づき、配合飼料や飼料原料に対する指導基準及び管理基準を設定（令和6年2月最終改正）。
- ④ 放射性物質
放射性物質に関しては、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による放射性物質の降下に伴い、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定（平成24年3月最終改正）。

(4) 飼料添加物における薬剤耐性菌対策

- ① 背景
抗菌剤の食用動物への使用に伴い、薬剤耐性菌が食品等を介して人に伝達し、人の感染症治療を困難にするとの指摘があり、WHO等の国際機関はガイドラインや勧告を発出。
- ② 飼料添加物におけるリスク管理措置
・家畜等に使用する抗菌剤により選択される薬剤耐性菌について、食品を介して人に伝播し健康に影響を及ぼすおそれについて食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼（平成15年12月）。
・薬剤耐性の観点から、人の健康に悪影響を与えるおそれがあるとされた飼料添加物や使用見込みがない飼料添加物は指定を随時取消（平成16年4件、22年1件、26年1件、30年4件、令和元年3件）。

(5) 組換えDNA技術応用飼料への対応

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」に基づき、安全性審査を法的に義務化（平成15年4月施行）。

○有害物質の基準

【農薬】

・輸入原料を中心に穀類及び牧草に使用される農薬

60種類(省令)

・稲わら等に使用される農薬

97種類(通知)

【重金属等】

4種類(通知)

【かび毒】

4種類(通知)

【放射性物質(放射性セシウム)】

1種類(通知)

【その他(メラミン及びシアヌル酸)】

1種類(通知)

○安全性を確認した組換えDNA技術応用飼料

なたね	20品種
とうもろこし	39品種
だいず	19品種
わた	21品種
てんさい	3品種
アルファルファ	3品種
じゃがいも	4品種

計 109品目

○安全性を確認した組換えDNA技術応用飼料添加物

18品目

○届出されたゲノム編集飼料 8品目

(6) BSE関連の飼料規制

① 飼料規制の基本的考え方

- BSEの感染源となりうる原料の飼料利用を規制（原料規制）
肉骨粉、魚粉、動物性油脂等を牛用飼料として利用することを禁止。
- 牛用飼料とその他飼料の分離（製造工程分離）
牛用飼料とその他飼料の交差汚染を防止するため、飼料の製造、出荷、運送、保管、給与の各段階において分離。

（注：「牛用飼料」には、牛、めん羊、山羊、鹿用飼料が含まれる。）

【飼料規制導入の経緯】

- ・反すう動物由来肉骨粉等について、反すう動物用飼料への使用を停止（通知、平成8年4月施行）。
- ・反すう動物由来肉骨粉等を用いた反すう動物用飼料の製造・販売・使用を禁止（省令、平成13年9月施行）。
- ・肉骨粉等の動物由来たん白質について、すべての国からの飼料・肥料としての輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止（通知、平成13年10月施行）。
- ・飼料原料である肉骨粉等の動物由来たん白質の製造工場において、製造可能な動物由来たん白質とその他のたん白質との製造工程を完全に分離し、その旨を農林水産大臣が確認する制度（大臣確認制度）を導入（省令、平成13年10月施行）。

② 大臣確認制度等により交差汚染防止対策を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づきリスク評価を行った上で、順次、肉骨粉等の飼料利用再開を認める見直しを実施。

- ・豚由来肉骨粉の豚、鶏及び魚用飼料への利用再開（省令、豚・鶏用 平成17年4月施行 魚用 平成20年5月施行）。
- ・ハム、ソーセージ及び水産練り製品等の製造工程で生じる畜水産残さの豚、鶏及び魚用飼料への利用再開（告示、平成26年5月施行）。
- ・牛由来肉骨粉の魚用飼料への利用再開（省令、平成27年4月施行）。
- ・いのしし由来肉骨粉の豚、鶏及び魚用飼料への利用再開（省令、平成28年9月施行）。
- ・めん羊、山羊、馬由来肉骨粉の魚用飼料への利用再開（省令、平成30年4月施行）。
- ・馬由来肉骨粉の豚及び鶏用飼料への利用再開等（省令、令和2年5月施行）。
- ・牛、めん羊、山羊由来肉骨粉の豚及び鶏用飼料への利用再開（省令、令和6年10月施行）。

動物由来たん白質等の種類		由 来 動 物	給与対象家畜 ^{※注1}				
			牛など	豚	馬	鶏	養魚
動物由来たん白質	乳、乳製品	ほ乳動物	◎	◎	◎	◎	◎
	卵、卵製品	家きん	◎	◎	◎	◎	◎
	ゼラチン、コラーゲン	ほ乳動物（反すう動物は、牛・めん羊・山羊に限る。）・家きん・魚介類	※注2 ○	○	○	○	○
	血粉、血しょうたん白質	牛・めん羊・山羊（SRM等 ^{※注3} を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚（いのししを含む。以下この表において同じ。）・馬・家きんを含む。）	×	○	※注4 ○	○	○
		豚	×	○	○	○	○
		馬	×	○	○	○	○
		家きん	×	○	○	○	○
		豚・馬・家きん混合	×	×	×	×	×
		鹿	×	×	×	×	×
	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉（チキンミール、フェザーミール、肉粉を含む）	牛・めん羊・山羊（SRM等を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚・馬・家きんを含む。）	×	○	※注4 ○	○	○
		豚	×	○	○	○	○
		馬	×	○	○	○	○
		家きん	×	○	○	○	○
		豚・馬・家きん混合	×	×	×	×	×
	魚粉などの魚介類由来たん白質	魚介類	×	○	○	○	○
		動物由来たん白質を含む食品残さ	×	○	※注5 ○	○	○
その他 ^{※注6}	骨灰、骨炭（一定の条件で加工処理されたもの）	ほ乳動物・家きん・魚介類	◎	◎	◎	◎	◎
	第2リン酸カルシウム（鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの）		◎	◎	◎	◎	◎

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及び鹿が含まれる（飼料安全法の対象家畜として、めん羊、山羊及びしかを追加（政令、H15.7.1）。食用に供する馬を追加（政令、R2.12.1.1））

注2 「◎」は、使用可能
「○」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能

注3 「SRM等」とは、牛の特定危険部位（30月齢超の牛の脳等）、めん羊・山羊の特定危険部位（12月齢超の脳等）及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと

注4 牛血粉等又は牛肉骨粉等を含む飼料は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場において製造されなければならない

注5 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの及び畜水産加工品の製造工程で発生した残さであって、牛等に由来する食品の製造工程から完全に分離された製造工程から発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたもの

注6 「その他」に記載されたものは、動物由来たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

注7 表に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用はできない（蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かすなど）。